



## 2025年度「大綱」、提示される！⑤

令和7年度小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の教職員の給与改定等の大綱について

## 4 納入の調整額の改正

(1) 調整数を次のとおり改正する。

| 勤務箇所     | 現行 | 改正後 |
|----------|----|-----|
| 特別支援学校   |    |     |
| 小学校及び中学校 | 1  | 0.5 |

(2) 実施時期 令和9年1月1日

(3) 経過措置期間

令和9年1月1日から同年12月31日までの間における調整数については、下表のとおりとする。

| 勤務箇所     | 経過措置 |
|----------|------|
| 特別支援学校   |      |
| 小学校及び中学校 | 0.75 |

## 5 主務教諭の新設

(1) 新設する職「主務教諭」を新設する。

(2) 職務内容

学校教育法に規定する「児童の教育をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の教職員間における総合的な調整を行う」職とする。

(3) 納入表の改正

主務教諭の新設に伴い、教育職給料表(1)、教育職給料表(3)及び教育職給料表(4)において、新たな職務の級を2級と特2級の間に新設する。当該職務の級の給料月額については、別途提示する。

(4) 支給対象となる給料・手当

教職調整額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当(教育業務連絡指導手当を除く。)、べき地手当(これに準ずる手当を含む。)、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当の支給対象とする。

(5) 実施時期 令和8年4月1日

まだ組合員でないあなたも、私たちの仲間に！

北九州市教職員組合は、北九州市人事委員会に登録した法人資格を持った「職員団体」です。当局(教育委員会や人事委員会)と交渉できる団体なのです。一人ひとりがバラバラに要求しても実現はしません。たくさんのお教職員が組合に加入して交渉することが大事なことです。

北九州市教組は当局との5回の交渉の後、「大綱提示」を受け、提示後4回の交渉を行い、11月13日に最終提示を受けます。昨年度に引き続き、大幅なベースアップは要求通りでした。ずっと要求し続けてきた地域手当も経過措置が終わり、4%に改正されます。給特法等の一部「改正」法成立に伴い、様々な教員の待遇改善が提案されています。教職調整額が6年かけて4%が10%に引き上げられますが、「定額働き放題」は変わりません。「主務教諭」の新設も、「職場カースト、職員の分断につながるのではないか」と交渉の席で訴えています。

会計年度任用職員の待遇改善については、一定の成果が現れているとは思いますが、「雇い止めの不安」など課題は残されています。交渉の中で、人事評価の課題、業務改善、人員確保、事務職員の権利拡大や事務補助の問題、中学校35人学級のすみやかな措置、兼務発令の縮小に向けての要望等を訴えました。

働き方改革における、給特法一部改正に伴い全ての教育委員会に義務づけられた「教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」の内容について要望を述べ、さらに要請書も提出していきます。

市教組は北九州市の全ての教職員のため、働きやすく、働きがいのある職場になるよう当局との交渉をさらに重ねていきます。

あなたが、組合員であるおかげで、私たちは闘えるのです。  
あなたの笑顔を守るために、市教組は今日も闘っています！シャキーン！



わからないこと・困ったことがあつたら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1

E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

北九州教育会館 TEL (093) 953-0381

